

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）の一部改正により、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に係る手数料の額の標準が新たに設けられることに伴い、当該手数料の設定を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を新たに設定することとします。
（別表第 7 関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(2)の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表(12)の項中「第108条の2第1項第15号」の右に「または第16号」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料				本則・付則 省略 別表第1～別表第6 省略 別表第7（第2条関係） 道路交通法に基づく警察関係事務手数料 1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			
納付すべき者	区分	金額		納付すべき者	区分	金額	
(1)・(1)の2 省略				(1)・(1)の2 省略			
(2) 法第91条または第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車および原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料	1,400円（滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）		(2) 法第91条または第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車および一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査を受けようとするもの	審査手数料	1,400円（滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）	

(3)～(11) 省略			
(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～セ 省略 ソ 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円
(13) 省略			
注 1～8 省略			
2 省略			
別表第 8 以下 省略			

(3)～(11) 省略			
(12) 法第 108 条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	ア～セ 省略 ソ 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号または第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円
(13) 省略			
注 1～8 省略			
2 省略			
別表第 8 以下 省略			

改正道路交通法の概要（特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について）

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布日から2年以内の政令で定める日（令和5年7月1日）

(1) 最高速度、車体の大きさ （施行規則1条の2の2）

- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(20km/h) **を超える速度を出すことができないこと**
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当 **を超えないこと**

6 km/hを超える場合、最高速度表示灯 **緑色を常に点灯**



(2) 運転することができる者

- ・ **運転免許は要しない**こととするが、16歳未満の者については運転を禁止 **6月以下の懲役又は10万円以下の罰金（法118条1項2号）**
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、**特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務**を課す **（法108条の32の4）**

(3) 通行場所

- ・ **車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行**

※ 最高速度の制御(6km/h) とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可

※特例特定小型原動機付自転車

6 km/h以下の場合、最高速度表示灯 **緑色を常に点滅**



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



※歩道



※路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す **（法71条の4第3項）**

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする **（飲酒運転は反則行為に非ず）**
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令 **（命令違反には罰則）** **講習手数料1時間につき2,000円（施行令43条1項）**

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（特定小型原動機付自転車運転者講習）（法108条の2第1項15号）

講習時間3時間（施行規則38条15項4号）

受講命令（法108条の3の5第1項） 命令違反 5万円以下の罰金（法120条17号）